

平成 2 5 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 2 1 日 招 集
流 山 市

目 次

- 1 平成 2 5 年度流山市一般会計予算
- 2 平成 2 4 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号）
- 3 流山市附属機関に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等 P F I 事業）
- 8 平成 2 5 年度流山市介護保険特別会計予算
- 9 平成 2 5 年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 1 0 平成 2 4 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 1 流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 2 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 1 3 流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 1 4 流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
- 1 5 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 6 流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 1 7 平成 2 5 年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 1 8 平成 2 4 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 9 平成 2 5 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
- 2 0 平成 2 4 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3

号)

- 2 1 平成 2 5 年度流山市公共下水道特別会計予算
 - 2 2 平成 2 4 年度流山市公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号)
 - 2 3 平成 2 5 年度流山市水道事業会計予算
 - 2 4 平成 2 4 年度流山市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
 - 2 5 流山市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
 - 2 6 流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 7 流山市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2 8 流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の制定について
 - 2 9 流山市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例の制定について
 - 3 0 流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
 - 3 1 流山市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
 - 3 2 流山市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
 - 3 3 流山市準用河川に設ける河川管理施設等の構造基準に関する条例の制定について
 - 3 4 流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
-
- 1 専決処分の報告について
 - 2 専決処分の報告について
 - 3 専決処分の報告について

議案第 3 号

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市子ども・子育て会議を設置するほか、流山市青少年問題協議会を廃止するためである。

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

流山市附属機関に関する条例（昭和４６年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表中流山市予防接種健康被害調査委員会の項の次に

「

流山市子ども・子育て会議	子ども・子育てに関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 副会長 委員	1 児童福祉サービスの提供を受ける者	1 人	2 年
			2 児童福祉サービスを提供する者	1 人	
			3 私立幼稚園協会を代表する者	1 人	
			4 民間保育園協会を代表する者	1 人	
			5 学童保育連絡協議会を代表する者	1 人	
			6 主任児童委員	1 人	
			7 学識経験を有する者	1 人	
			8 教育委員会の職員	1 人	
			9 市民等	5 人	

」

を加え、流山市青少年問題協議会の項を削る。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第 4 号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 21 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 地域手当の支給割合を 8 パーセントから 7 パーセントに引き下げるためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の給与に関する条例（昭和２６年流山市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２第２項中「１００分の８」を「１００分の７」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

議案第 5 号

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 21 日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 特殊勤務手当のうち、高所作業手当の支給対象者から高所に
おける伐採作業に従事した者を除くためである。

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和５２年流山市条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

高所作 業手当	消防職員で 地上１０メ ートル以上 の高所にお いて消火若 しくは救助 の作業又は 高度な訓練 に従事した 者	消火又は救助 の作業 に従事 した者	午後８時 から翌日 の午前６ 時までの 間の出勤	１回　６８０円
			上記以外 の時間の 出勤	１回　５５０円
		高度な訓練に従事 した者		日額　５５０円
	樹木の地上１０メートル以上の 箇所において伐採作業に従事し た者			日額　２５０円

」

を

「

高所作 業手当	消防職員で 地上１０メ ートル以上 の高所にお いて消火若 しくは救助 の作業又は 高度な訓練 に従事した 者	消火又は救助 の作業 に従事 した者	午後８時 から翌日 の午前６ 時までの 間の出勤	１回　６８０円
			上記以外 の時間の 出勤	１回　５５０円
		高度な訓練に従事 した者		日額　５５０円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に職員が特殊な勤務に従事した場合について適用し、同日前に職員が特殊な勤務に従事した場合については、なお従前の例による。

議案第 6 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新
築等計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料を定めるた
めである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成１２年流山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１０条の規定に基づく地位承継の承認の申請に対する審査	１戸につき	１,７００円
---	-------	--------

」

を

「

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 0 条 の 規 定 に基づく地位承継の承認の申請に対する審査				1 戸 に つ き	1,700 円
都市の低炭素 化の促進に関 する法律（平 成 2 4 年法律 第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項 の規定に基づ く低炭素建築 物新築等計画 の認定の申請 に対する審査	申請に係 る低炭素 建築物新 築等計画 が、登録 住宅性能 評価機関 又はエネ ルギーの 使用の合 理化に関 する法律 （昭和 5 4 年法律第 4 9 号）	1 戸建ての住宅の審査		申 請	5,000 円
		共同住宅又 は長屋にお ける住戸の みの審査及 び複合建築 物（住宅の 用途及び非 住宅の用途 に供する部 分が混在し ている建築 物をいう。 以下同じ。）	審査の対象となる住 戸の数が 1 戸のもの	1 件 に つ き	5,000 円
			審査の対象となる住 戸の数が 1 戸を超え、 5 戸以内のもの		10,000 円
			審査の対象となる住		17,000 円

	第 7 6 条 第 1 項に 規定する 登録建築 物調査機 関（以下 「登録建 築物調査 機関」と いう。） により都 市の低炭 素化の促 進に関す る法律第 5 4 条第 1 項各号 に掲げる 基準に適 合してい ると認め られたも のである 場合	における住 戸のみの審 査	戸の数が 5 戸を超え るもの		
		共同住宅又 は長屋であ る建築物全 体の審査	共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル 以内であって、住戸 の数が 1 戸を超え、 5 戸以内のもの		19,900 円
			共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル 以内であって、住戸 の数が 5 戸を超える もの		26,900 円
			共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル を超え、住戸の数が 1 戸を超え、5 戸以 内のもの		38,000 円
			共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル を超え、住戸の数が 5 戸を超えるもの		45,000 円
		非住宅であ る建築物全 体の審査	床面積が 3 0 0 平方 メートル以内のもの		10,000 円
			床面積が 3 0 0 平方 メートルを超えるも の		28,000 円
		複合建築物 全体の審査	住宅の用 途に供す	非住宅部 分の床	29,900 円

			る部分に係る共用部分の床面積が300平方メートル以内であって、住戸の数が1戸を超え、5戸以内のもの	面積が300平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積が300平方メートルを超えるもの	47,900 円
			住宅の用途に供する部分に係る共用部分の床面積が300平方メートル以内であって、住戸の数が5戸を超えるもの	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	36,900 円
				非住宅部分の床面積が300平方メートルを超えるもの	54,900 円
			住宅の用途に供する部分に係る共用部分の床	非住宅部分の床面積が300平方メートル	48,000 円

			面 積 が 3 0 0 平 方メート ル を 超 え、住戸 の数が1 戸 を 超 え、5 戸 以内のも の	ル以内の もの		
				非住宅部 分 の 床 面 積 が 3 0 0 平 方メート ルを超え るもの		66,000 円
			住宅の用 途に供す る部分に 係る共用 部分の床 面 積 が 3 0 0 平 方メート ル を 超 え、住戸 の数が5 戸を超え るもの	非住宅部 分 の 床 面 積 が 3 0 0 平 方メート ル以内の もの		55,000 円
				非住宅部 分 の 床 面 積 が 3 0 0 平 方メート ルを超え るもの		73,000 円
申請に係 る低炭素 建築物新 築等計画 が登録住 宅性能評 価機関又 は登録建	1 戸建ての住宅の審査				申請 1 件 に つ き	36,000 円
	共同住宅又 は長屋にお ける住戸の	審査の対象となる住 戸の数が 1 戸のもの				36,000 円
	みの審査及 び複合建築 物における	審査の対象となる住 戸の数が 1 戸を越え、				73,000 円

築物調査 機関によ り都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律第 5 4 条第 1 項 各号に掲 げる基準 に適合し ていると 認められ たもの以 外のもの である場 合	住戸のみの 審査	5 戸以内のもの		
		審査の対象となる住戸の数が 5 戸を超えるもの		102,000 円
	共同住宅又 は長屋であ る建築物全 体の審査	共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル 以内であって、住戸 の数が 1 戸を超え、 5 戸以内のもの		188,000 円
		共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル 以内であって、住戸 の数が 5 戸を超える もの		217,000 円
		共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル を超え、住戸の数が 1 戸を超え、5 戸以 内のもの		263,000 円
		共用部分の床面積が 3 0 0 平方メートル を超え、住戸の数が 5 戸を超えるもの		292,000 円
	非住宅であ る建築物全 体の審査	床面積が 3 0 0 平方メートル以内のもの		255,000 円
		床面積が 3 0 0 平方メートルを超えるもの		407,000 円
	複合建築物 全体の審査	住宅の用 途に供す	非住宅部 分の床	443,000 円

			る部分に係る共用部分の床面積が300平方メートル以内で	面積が300平方メートル以内のもの	
			あって、住戸の数が1戸を超え、5戸以内のもの	非住宅部分の床面積が300平方メートルを超えるもの	595,000 円
			住宅の用途に供する部分に係る共用部分の床面積が300平方メートル以内で	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	472,000 円
			あって、住戸の数が5戸を超えるもの	非住宅部分の床面積が300平方メートルを超えるもの	624,000 円
			住宅の用途に供する部分に係る共用部分の床面積が	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	518,000 円

		300平方メートルを超え、住戸の数が1戸を超え、5戸以内のもの	もの		
			非住宅部分の床面積が300平方メートルを超えるもの		670,000 円
		住宅の用途に供する部分に係る共用部分の床面積が300平方メートルを超え、住戸の数が5戸を超えるもの	非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの		547,000 円
			非住宅部分の床面積が300平方メートルを超えるもの		699,000 円
(摘要) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合は、それぞれ表に定める額に、建築基準法第18条第2項の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査の項に定める区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。この場合における同項の摘要の5及び摘要の6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「115,350円」と、「159,000円」とあるのは「166,800円」とする。					

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項に定める区分に応じた低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る審査手数料の額に2分の1を乗じて得た額
	（摘要） 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項で準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合は、それぞれ表に定める額に、建築基準法第18条第2項の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査の項に定める区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。この場合における同項の摘要の5及び摘要の6の規定の適用については、これらの規定中「110,000円」とあるのは「115,300円」と、「159,000円」とあるのは「166,800円」とする。

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請に対する審査及び同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定に係る申請に対する審査に係る手数料に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後の同法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る申請及び同法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る変更申請について適用する。

議案第 7 号

特定事業契約の変更について

市は、平成19年流山市議会第2回定例会で議決を経た特定事業契約を、次のとおり変更する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 小山小学校校舎建設等 P F I 事業 |
| 2 | 変更前契約金額 | 4, 4 1 0, 0 6 4, 8 7 3 円 |
| 3 | 変更後契約金額 | 4, 5 4 5, 5 9 4, 6 7 3 円 |
| 4 | 変更による増額 | 1 3 5, 5 2 9, 8 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 千葉県流山市三輪野山四丁目18番地の60
おおたかの森 P F I 株式会社
代表取締役 加倉井 啓雄 |

参考資料

特定事業契約変更概要

契約金額の増額の内訳

1 維持管理業務費

48,164,000円

2 運営業務費

80,912,000円

3 消費税

6,453,800円

合計 135,529,800円

議案第 11 号

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市老人福祉センターの名称を変更するとともに、施設
等の使用料を徴収するためである。

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和４７年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例

第１条中「老人福祉センター」を「流山市高齢者福祉センター森の倶楽部」に改める。

第２条中「老人の」を「高齢者の」に、「（以下「福祉センター」という。）」を「として、流山市高齢者福祉センター森の倶楽部（以下「森の倶楽部」という。）」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 森の倶楽部は、次に掲げる施設及びこれに附属する設備（以下「附属設備」という。）により構成する。

- （１）大広間
- （２）機能回復訓練室
- （３）娯楽談話室
- （４）図書室
- （５）生活・健康相談室
- （６）ミーティングルーム

第３条を次のように改める。

（位置）

第３条 森の倶楽部の位置は、次のとおりとする。

流山市大字東深井９８６番地の１

第４条から第７条まで中「福祉センター」を「森の倶楽部」に改める。

第８条中「福祉センター」を「森の倶楽部」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２ 前項に定めるもののほか、６０歳以上の市外居住者その他の特に市長が必要と認めるものに森の倶楽部を使用させることができる。

第９条から第１１条まで中「福祉センター」を「森の倶楽部」に改める。

第１２条を次のように改める。

（使用料）

第 1 2 条 森の倶楽部の施設及び附属設備を使用する者は、別表に定めるところにより使用料を支払わなければならない。

2 市長は、規則に定める基準に基づき、前項の使用料の全部又は一部を減額することができる。

3 第 1 項の規定により徴収した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 2 条関係）

区 分		使用料の額
施設	大広間 機能回復訓練室 娯楽談話室 図書室 生活・健康相談室 ミーティングルーム	無料（第 8 条第 2 項に規定する者（60 歳以上の市外居住者に限る。）に該当するときは、1 人当たり 1 0 0 円とする。）
附属設備	浴場	1 人当たり 1 日につき、1 0 0 円（規則で定めるところにより月を単位として 5 0 0 円とすることができる。）
	カラオケセット	1 団体につき、1 時間 5 0 0 円

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるためである。

流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準
並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第 6 条―第 11 条）
- 第 4 章 夜間対応型訪問介護（第 12 条・第 13 条）
- 第 5 章 認知症対応型通所介護（第 14 条―第 19 条）
- 第 6 章 小規模多機能型居宅介護（第 20 条・第 21 条）
- 第 7 章 認知症対応型共同生活介護（第 22 条・第 23 条）
- 第 8 章 地域密着型特定施設入居者生活介護（第 24 条・第 25 条）
- 第 9 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第 26 条・第 27 条）
- 第 10 章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（第 28 条・第 29 条）
- 第 11 章 複合型サービス（第 30 条・第 31 条）
- 第 12 章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準（第 32 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 30 号）による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準

(指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者)

第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に関する基準)

第5条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人とする。

第3章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(基本方針)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(評価の結果の報告)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を改善するために、外部の者による評価を受けたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(合鍵の管理)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、そのサービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合は、当該サービスを提供する事業所の管理者を当該合鍵の管理責任者として定め、その使用

状況の把握、保管その他の合鍵の管理に関する業務に当たらせなければならない。

（非常災害対策）

第 9 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に必要な訓練又は研修の機会を設けるよう努めなければならない。

（衛生管理）

第 10 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する衛生教育の徹底を図らなければならない。

（秘密保持）

第 11 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、当該事業所の従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第 4 章 夜間対応型訪問介護

（基本方針）

第 12 条 指定夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

（準用）

第 13 条 第 8 条から第 11 条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。

第 5 章 認知症対応型通所介護

（基本方針）

第 14 条 指定認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、

必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（非常災害設備）

第15条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要な設備を整備しなければならない。

（非常災害対策）

第16条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害への対策として避難、搬出その他必要な訓練の実施に当たっては、当該訓練に地域の住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（食事）

第17条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。

（衛生管理）

第18条 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第19条 第11条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

第6章 小規模多機能型居宅介護

（基本方針）

第20条 指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅に

において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

(準用)

第21条 第7条、第11条、第15条、第17条及び第18条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

第7章 認知症対応型共同生活介護

(基本方針)

第22条 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

(準用)

第23条 第7条、第11条、第15条、第17条及び第18条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第8章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第24条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(準用)

第25条 第11条及び第15条から第18条までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第9章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(基本方針)

第26条 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この章において同じ。）は、地域密

着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第27条 第11条及び第15条から第17条までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

第10章 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(基本方針)

第28条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(準用)

第29条 第11条及び第15条から第17条までの規定は、ユニット

型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

第 1 1 章 複合型サービス

(基本方針)

第 3 0 条 指定複合型サービスの事業は、第 2 0 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の事業の基本方針を踏まえて行うものであるとともに、その利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものであるということを踏まえて行うものでなければならない。

(準用)

第 3 1 条 第 7 条、第 1 1 条、第 1 5 条、第 1 7 条及び第 1 8 条の規定は、複合型サービスの事業について準用する。

第 1 2 章 指定地域密着型サービスに関するその他の基準

(指定地域密着型サービスに関するその他の基準)

第 3 2 条 第 3 条及び第 6 条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるためである。

流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準（第4条）

第3章 介護予防認知症対応型通所介護（第5条―第10条）

第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第11条―第13条）

第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第14条・第15条）

第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに法第115条の14第1項及び第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）による改正後の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めな

なければならない。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準

(指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができる者)

- 第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3章 介護予防認知症対応型通所介護

(基本方針)

- 第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(非常災害設備)

- 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要な設備を整備しなければならない。

(非常災害対策)

- 第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害への対策として避難、搬出その他必要な訓練の実施に当たっては、当該訓練に地域の住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(食事)

- 第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事に関し、食材料の地産地消に努めるものとする。

(衛生管理)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知徹底すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持）

第10条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、当該事業所の従業者でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護

（基本方針）

第11条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（評価の結果の報告）

第12条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質を改善するために、外部の者による評価を受けたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

（準用）

第13条 第6条及び第8条から第10条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護

（基本方針）

第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境及び地域の住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すも

のでなければならない。

(準用)

第 15 条 第 6 条、第 8 条から第 10 条まで及び第 12 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

第 6 章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準
(指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準)

第 16 条 第 3 条及び第 5 条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、予防基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 本条例において引用する法律の題名及び条項並びに省令の題名が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和５３年流山市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第５条第１５項」を「第５条第１４項」に改める。

第４条第１号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定（「第５条第１５項」を「第５条第１４項」に改める部分に限る。）は、平成２６年４月１日から施行する。

議案第 15 号

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 本条例において引用する法律の題名及び条項並びに政令の題名が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第23項」に改める。

第10条及び附則第2項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第2条 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 16 号

流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
流山市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用
する同法第26条の規定により、市が設置する新型インフルエ
ンザ等対策本部に関して必要な事項を定めるためである。

流山市新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、流山市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める。

（組織）

第2条 流山市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、流山市新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 流山市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、流山市新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 流山市新型インフルエンザ等対策本部員（副本部長を除く。以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、流山市新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 本部員は、規則で定めるところにより市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、流山市新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、流山市新型インフルエンザ等対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、流山市新型インフルエンザ等対策本部の事務を分掌させるために、規則で定めるところにより部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、規則で定めるところにより本部長が指名する。

3 部に部長を置き、規則で定めるところにより本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、流山市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 25 号

流山市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
流山市営住宅等の整備基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるためである。

流山市営住宅等の整備基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第5条第1項及び第2項の規定により、流山市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年流山市条例第24号）第2条第1号に規定する市営住宅（以下「市営住宅」という。）及び同条第2号に規定する共同施設（以下「共同施設」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

（健全な地域社会の形成）

第2条 市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第3条 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第4条 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（位置の選定）

第5条 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第6条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

（住棟等の基準）

第7条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第8条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、屋根、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第9条 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第 10 条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

（共用部分）

第 11 条 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

（附帯施設）

第 12 条 敷地内には、必要な自転車置場、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

（児童遊園）

第 13 条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

（集会所）

第 14 条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

（広場及び緑地）

第 15 条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

（通路）

第 16 条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 開発事業において設置すべき防災備蓄施設及び自然エネルギー活用設備の整備基準を定め、並びに予定建築物の敷地面積の最低限度の強化を図るためである。

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例
流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成２２年流山市条例第
１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第５号中「面積」を「専用面積」に改め、同項第８号中
「、福祉関連施設及び防災備蓄施設」を「及び福祉関連施設」に、「並
びに電柱等」を「、電柱等並びに防災備蓄施設」に改め、同項に次の６
号を加える。

（２３）防災備蓄施設 災害の発生時に備えて、物資等を収納する施設
及びその附帯施設をいう。

（２４）自然エネルギー活用設備 太陽光発電設備及び雨水利用設備を
いう。

（２５）太陽光発電設備 太陽の光を電力に変換し、施設内の電気設備
に利用する設備をいう。

（２６）雨水利用設備 雨水をタンク等に貯留し、必要に応じて沈殿、
ろ過等の処理をした後に、水洗トイレの洗浄水、空調冷却塔補給水、
植木への散水等の雑用水、防火用水等に活用するための設備をいう。

（２７）居住室の専用面積 居間、寝室、食事室その他の居住用の部屋
の床面積の合計をいう。

（２８）住戸の専用面積 居住室の専用面積のほか、その住宅に含まれ
る玄関、台所、廊下、便所、浴室、押し入れその他これらに類する
住宅の箇所を含めた床面積の合計をいう。

第２２条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号ま
でを１号ずつ繰り上げ、同条に次の１項を加える。

２ 第２条第１項第１１号ウ（イ）に該当する事前協議対象事業のうち、
専用住宅の新築又は改築については、第１８条及び第１９条の規定は、
適用しない。

第３４条第１項中「面積」を「専用面積」に改め、同条第２項中「各
住戸の面積」を「居住室の専用面積」に、「法令（条例を含む。）に基
づく福祉施設」を「福祉施設（居住室の専用面積を定める法令（条例を
含む。）の規定がある場合に限る。）」に、「第２号の規定は適用しな
い」を「この限りでない」に改める。

第４３条第１号イ中「５，０００平方メートル以上」を「５，０００
平方メートル以上１０，０００平方メートル未満」に、「敷地面積」を

「敷地の区画数」に、「７０パーセント」を「５０パーセント」に改め、同号に次のように加える。

ウ 開発区域が１０，０００平方メートル以上の場合 １区画１５０平方メートルとする。ただし、予定建築物の敷地の区画数の合計の３０パーセントを超えない範囲内において、１３５平方メートルとすることができる。

第４３条第２号を次のように改める。

（２）市街化調整区域における自己の居住の用以外に供する専用住宅の建築を目的とする開発行為であつて、当該開発行為を行う区域を２以上の区画に分割するもの １区画１６５平方メートルとする。

別表第１の２ 公園、緑地又は広場の項基準の欄第１号中「開発行為」を「開発行為又は土地区画整理事業が施行された区域若しくは施行中の区域における事業区域の面積が５０，０００平方メートル未満の建築行為」に改め、同欄第２号中「事前協議対象事業」を「事前協議対象事業（土地区画整理事業が施行された区域又は施行中の区域における開発事業を除く。）」に改める。

別表第２に次のように加える。

1 1 防災備蓄施設	次の各号に該当する場合は、事業区域内に規則で定める基準により防災備蓄施設を設けるものとする。 （１）集会施設の設置が求められる場合 （２）前号に規定する場合を除き、建築物の床面積の合計が３，０００平方メートル以上の場合
------------	---

別表第３の５ 景観及び環境への配慮の項整備の基準の欄中「新川耕地区域内」を「新川耕地区域及び利根運河区域（市街化調整区域に限る。）」に改め、同表に次のように加える。

6 自然エネルギー活用設備の導入	事業者は事前協議対象事業の施行に当たっては、市長が別に定める基準による自然エネルギー活用設備の導入に配慮し、地球環境負荷の低減に努めるものとする。
------------------	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成２５年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市開発事業の許可基準等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に事前協議に係る申請書（大規模開発事業にあつては第6条第1項の規定による届出に係る書類。以下同じ。）の提出があつた事前協議対象事業について適用し、同日前に事前協議に係る申請書の提出があつた事前協議対象事業については、なお従前の例による。

議案第 27 号

流山市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に
関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 土地区画整理法第76条第1項に規定する市長の権限に属す
る建築行為等の許可に係る事務を本条例に定める事務の取扱い
の対象とするためである。

流山市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に
関する条例の一部を改正する条例

流山市土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する
条例（平成１２年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「事務」を「事務及び同条に規定する市長の権限に属する事務」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の制定について

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 都市公園及び公園施設の設置の基準を定めるためである。

流山市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条の規定により、市が設置する都市公園及び公園施設（法第5条第1項の規定による許可を受けた者が設置するものを含む。以下同じ。）の設置の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(市の区域内に居住する者1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第3条 市の区域内に居住する者1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の区域内に居住する者1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第4条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の

用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第5条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

- 2 政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 29 号

流山市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例の制定について

流山市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定めるためである。

流山市都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の都市公園移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）において使用する用語の例による。

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する政令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれ

に代えることができる。

(5) 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければな

らない。

(1) 出入口は、第4条第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメー

トル以上であること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 第3条の規定により設けられた園路及び広場からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利

用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第 9 条 前条第 2 項第 1 号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80 センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80 センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第 1 項第 1 号ア及びオ並びに第 2 号の規定は、前項の便房について

準用する。

第 10 条 前条第 1 項第 1 号アからウまで及びオ並びに第 2 号並びに同条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は、第 8 条第 2 項第 2 号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第 2 号中「当該便所」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

（水飲場及び手洗場）

第 11 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（掲示板及び標識）

第 12 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（1）高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

（2）当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第 13 条 第 3 条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 3 条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

（一時使用目的の特定公園施設の適用除外）

第 14 条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の
制定について

流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例を別紙
のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法に係る基準
を定めるためである。

流山市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４５条第３項の規定により、市が管理する市道に設ける道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和３５年総理府・建設省令第３号）第１条第２項に規定する案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される同条第１項に規定する補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を、別表のとおり定める。

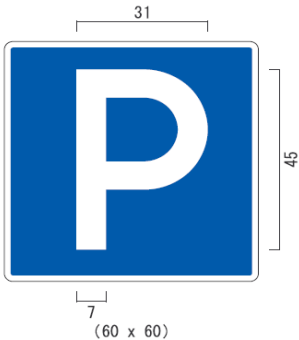
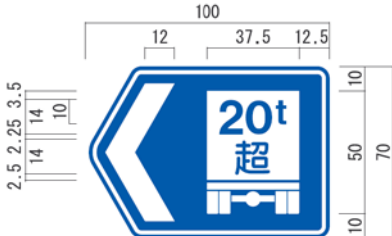
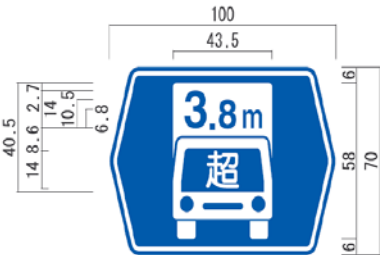
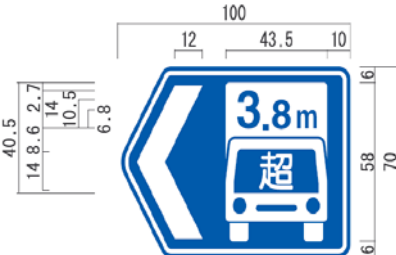
附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

別表

案内標識

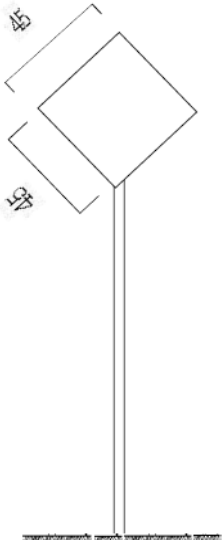
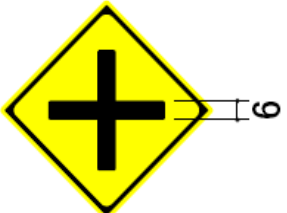
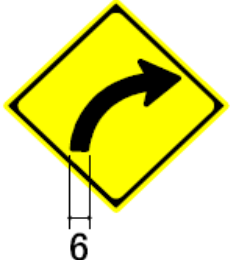
市町村 (1 0 1)	入口の方向 (1 0 3 - A)	入口の方向 (1 0 3 - B)
	 (120 x 120)	 (120 x 120)
入口の予告 (1 0 4)	方面及び方向の予告 (1 0 8 - A)	方面及び方向の予告 (1 0 8 - B)
 (120 x 120)		
方面及び方向 (1 0 8 の 2 - A)	方面及び方向 (1 0 8 の 2 - B)	方面、方向及び道路の 通称名の予告 (1 0 8 の 3)
		

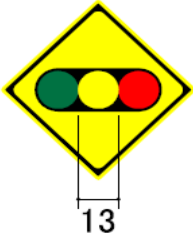
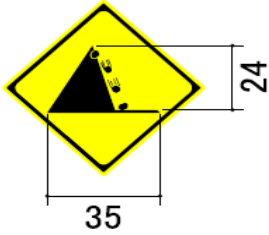
方面、方向及び道路の 通称名 (1 0 8 の 4)	著名地点 (1 1 4 - A)	著名地点 (1 1 4 - B)
		
主要地点 (1 1 4 の 2 - A)	主要地点 (1 1 4 の 2 - B)	待避所 (1 1 6 の 3)
		
駐車場 (1 1 7 - A)	総重量限度緩和指定道路 (1 1 8 の 3 - A)	総重量限度緩和指定道路 (1 1 8 の 3 - B)
		
高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - A)	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - B)	道路の通称名 (1 1 9 - A)
		

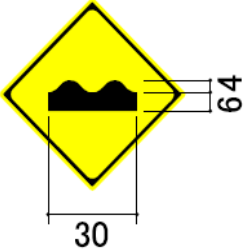
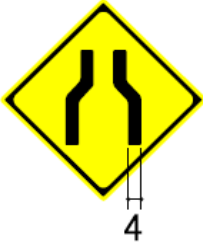
道路の通称名 (1 1 9 - B)	道路の通称名 (1 1 9 - C)	まわり道 (1 2 0 - A)
まわり道 (1 2 0 - B)	エレベーター (1 2 1 - A)	エレベーター (1 2 1 - B)
エレベーター (1 2 1 - C)	エスカレーター (1 2 2 - A)	エスカレーター (1 2 2 - B)
エスカレーター (1 2 2 - C)	傾斜路 (1 2 3 - A)	傾斜路 (1 2 3 - B)

傾斜路 (1 2 3 - C)	乗合自動車停留所 (1 2 4 - A)	乗合自動車停留所 (1 2 4 - B)
		
乗合自動車停留所 (1 2 4 - C)	便所 (1 2 6 - A)	便所 (1 2 6 - B)
		
便所 (1 2 6 - C)		
		

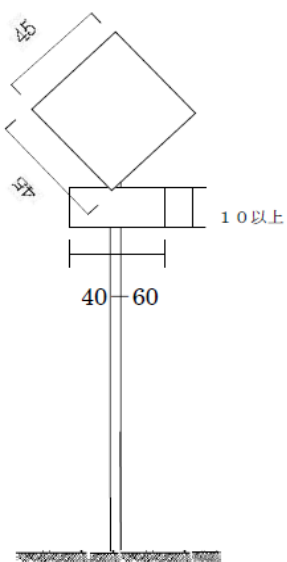
警戒標識

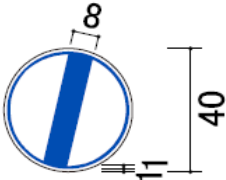
本標識板	十形 道路交差点あり (2 0 1 - A)	ト形 (又は ㄣ 形) 道路交 差点あり (2 0 1 - B)
		
	T 形道路交差点あり (2 0 1 - C)	Y 形道路交差点あり (2 0 1 - D)
		
ロータリーあり (2 0 1 の 2)	右 (又は左) 方屈あり (2 0 2)	右 (又は左) 方屈折あり (2 0 3)
		

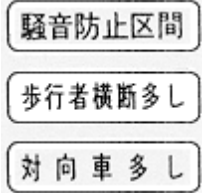
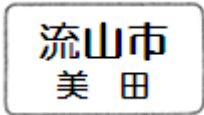
右（又は左）背向屈曲あり （ 2 0 4 ）	右（又は左）背向屈折あり （ 2 0 5 ）	右（又は左）つづら折 りあり （ 2 0 6 ）
		
踏切あり （ 2 0 7 - A ）	踏切あり （ 2 0 7 - B ）	学校、幼稚園、保育所 等あり （ 2 0 8 ）
		
信号機あり （ 2 0 8 の 2 ）	すべりやすい （ 2 0 9 ）	落石のおそれあり （ 2 0 9 の 2 ）
 13		 24 35

路面凹凸あり (2 0 9 の 3)	合流交通あり (2 1 0)	車線減少 (2 1 1)
		
幅員減少 (2 1 2)	二方向交通 (2 1 2 の 2)	上り急勾配あり (2 1 2 の 3)
		
下り急勾配あり (2 1 2 の 4)	道路工事中 (2 1 3)	横風注意 (2 1 4)
		
動物が飛び出すおそれ あり (2 1 4 の 2)	その他の危険 (2 1 5)	
		

補助標識

補助標識板（注意事項 （５１０）を除く。）	距離・区域 （５０１）	日・時間 （５０２）
	この先100m ここから50m 市内全域	日曜・休日を除く 8-20
	車両の種類 （５０３－Ａ）	車両の種類 （５０３－Ｂ）
	大 貨 原付を除く	 
車両の種類 （５０３－Ｃ）	駐車余地 （５０４）	始まり （５０５－Ａ）
	駐車余地6m	
始まり （５０５－Ｂ）	始まり （５０５－Ｃ）	区間内 （５０６）
ここから	区 域 ここから	

区域内 (5 0 6 の 2)	終わり (5 0 7 - A)	終わり (5 0 7 - B)
区域内	←	ここまで
終わり (5 0 7 - C)	終わり (5 0 7 - D)	通学路 (5 0 8)
	区域 ここまで	通学路
追越し禁止 (5 0 8 の 2)	前方優先道路 (5 0 9)	踏切注意 (5 0 9 の 2)
追越し禁止	前方優先道路	踏切注意
横風注意 (5 0 9 の 3)	動物注意 (5 0 9 の 4)	注意 (5 0 9 の 5)
横風注意	動物注意	注 意

注意事項 (5 1 0)	規制理由 (5 1 0 の 2)	方向 (5 1 1)
		
地名 (5 1 2)	始点 (5 1 3)	終点 (5 1 4)
		

備考

- 1 本標識板（本標識の標示板をいう。）の寸法
 - （１）寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
 - （２）道路法第４８条の４に規定する自動車専用道路（道路法第４８条の４に規定する自動車専用道路であって、当該自動車専用道路と同法第４８条の３に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下同じ。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
 - （３）自動車専用道路以外の市道に設置する「駐車場（１１７－Ａ）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の２．５倍まで拡大することができる。
 - （４）自動車専用道路以外の市道に設置する「駐車場（１１７－Ａ）」、「総重量限度緩和指定道路（１１８の３－Ａ・Ｂ）」、「高さ

限度緩和指定道路（１１８の４－Ａ・Ｂ）」及び「まわり道（１２０－Ａ）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（前号に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の１．３倍、１．６倍又は２倍に、それぞれ拡大することができる。

（５）自動車専用道路以外の市道に設置する「道路の通称名（１１９－Ａ・Ｂ・Ｃ）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の１．５倍又は２倍に、それぞれ拡大することができる。

（６）自動車専用道路以外の市道に設置する「道路の通称名（１１９－Ａ・Ｂ・Ｃ）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（１１９－Ｃ）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

（７）寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

（８）自動車専用道路以外の市道に設置する案内標識で、「入口の方向（１０３－Ａ・Ｂ）」、「入口の予告（１０４）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（１０８－３）」、「方面、方向及び道路の通称名（１０８の４）」、「著名地点（１１４－Ｂ）」、「待避所（１１６の３）」、「駐車場（１１７－Ａ）」、「総重量限度緩和指定道路（１１８の３－Ａ・Ｂ）」、「高さ限度緩和指定道路（１１８の４－Ａ・Ｂ）」、「道路の通称名（１１９－Ａ・Ｂ・Ｃ）」及び「まわり道（１２０－Ａ・Ｂ）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その２分の１の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを１．５倍、２倍、２．５倍又は３倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位センチメートル）
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

- (9) 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前号の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
- (10) 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
- (11) 「市町村（101）」、「方面及び方向の予告（108-A・B）」、「方面及び方向（108の2-A・B）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」及び「著名地点（114-A・B）」を表示する案内標識に、それぞれ市章、公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
- (12) 自動車専用道路以外の市道に設置する「駐車場（117-A）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
- (13) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。
- ア 案内標識 縁は、自動車専用道路以外の市道に設置するもので、「待避所（116の3）」、「駐車場（117-A）」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名（119-A・B・C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の

大きさの 20 分の 1 以上の太さとする。

イ 警戒標識 縁及び縁線は、12 ミリメートルとする。

2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法

（1）図示の寸法を基準とする。

（2）補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

議案第 31 号

流山市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
流山市道の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市道の構造の技術的基準を定めるためである。

流山市道の構造の技術的基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定により、市が管理する市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(車線等)

第3条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 次の表に掲げる道路の区分に応じ、計画交通量が同表の設計基準交通量の欄に掲げる値以下である道路の車線（屈折車線及び変速車線を除く。次項から第6項までにおいて同じ。）の数は、2とする。

道路の区分		設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第3種	第2級	9, 000
	第3級	8, 000
	第4級	8, 000
第4種	第1級	12, 000
	第2級	10, 000
	第3級	9, 000

3 交差点の多い第4種の道路の車線については、前項中「設計基準交通量の欄に掲げる値」とあるのは「設計基準交通量の欄に掲げる値に0.8を乗じた値」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 第2項に規定する道路以外の道路（第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）とし、当該道路の次の表に掲げる道路の区分に応じた同表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

道路の区分		1 車線当たりの設計基準交通量 (単位 1 日につき台)
第 3 種	第 2 級	9 , 0 0 0
	第 3 級	8 , 0 0 0
第 4 種	第 1 級	1 2 , 0 0 0
	第 2 級	1 0 , 0 0 0
	第 3 級	1 0 , 0 0 0

5 交差点の多い第 4 種の道路の車線については、前項中「1 車線当たりの設計基準交通量に」とあるのは「1 車線当たりの設計基準交通量に 0 . 6 を乗じた値に」と読み替えて同項の規定を適用する。

6 車線の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に 0 . 2 5 メートルを加えた値とすることができる。

道路の区分			車線の幅員 (単位 メートル)
第 3 種	第 2 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	2 . 7 5
	第 3 級	普通道路	3 . 0 0
		小型道路	2 . 7 5
	第 4 級		2 . 7 5
第 4 種	第 1 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	2 . 7 5
	第 2 級 及 び 第 3 級	普通道路	3 . 0 0
		小型道路	2 . 7 5

7 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 3 1 条の規定により車道に狭^{さく}窄部を設ける場合においては、

3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第4条 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

2 中央帯の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第3種	第2級	1.75	1.00
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1.00	
	第2級		
	第3級		

3 中央帯には、側帯を設けるものとする。

4 前項の側帯の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄に掲げる値とするものとする。

道路の区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)
第3種	第2級	0.25
	第3級	
	第4級	
第4種	第1級	0.25
	第2級	
	第3級	

5 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、

政令第 1 2 条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第 5 条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である第 3 種又は第 4 種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4 メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第 6 条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、変速車線を設ける箇所、長さ 5 0 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第 3 種	第 2 級から	普通道路	0 . 7 5	0 . 5
	第 4 級まで	小型道路	0 . 5	
	第 5 級		0 . 5	
第 4 種			0 . 5	

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

道路の区分	車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第 3 種	0 . 5
第 4 種	0 . 5

4 副道に接続する路肩については、第 2 項の表第 3 種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0 . 7 5」とあるのは、「0 . 5」とし、第 2 項ただし書の規定は適用しない。

5 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合

においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第3項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第7条 第4種(第4級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定め

るものとする。

（自転車歩行者道）

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第10条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル

ル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、並木を設ける場合にあっては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

- 第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

- 第12条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

- 3 次の各号に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

（1）都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

（2）相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、

樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第 1 3 条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表に掲げる道路の区分に応じ、同表の道路の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、同表の道路の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

道路の区分		道路の設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	
第 3 種	第 2 級	6 0	5 0 又は 4 0
	第 3 級	6 0、5 0 又は 4 0	3 0
	第 4 級	5 0、4 0 又は 3 0	2 0
	第 5 級	4 0、3 0 又は 2 0	
第 4 種	第 1 級	6 0	5 0 又は 4 0
	第 2 級	6 0、5 0 又は 4 0	3 0
	第 3 級	5 0、4 0 又は 3 0	2 0
	第 4 級	4 0、3 0 又は 2 0	

2 副道の設計速度は、1 時間につき、4 0 キロメートル、3 0 キロメートル又は 2 0 キロメートルとする。

（車道の屈曲部）

第 1 4 条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間又は第 3 1 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第 1 5 条 車道の曲線部の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

道路の設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	
6 0	1 5 0	1 2 0

	5 0	1 0 0	8 0
	4 0	6 0	5 0
	3 0	3 0	
	2 0	1 5	

（曲線部の片勾配）

第 1 6 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、次の表に掲げる道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、同表の最大片勾配の欄に掲げる値（第 3 種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6 パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

道路の区分	最大片勾配 (単位 パーセント)
第 3 種	1 0
第 4 種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第 1 7 条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第 4 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第 1 8 条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第 4 種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲

げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ (単位 メートル)
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

(視距等)

第 1 9 条 視距は、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
6 0	7 5
5 0	5 5
4 0	4 0
3 0	3 0
2 0	2 0

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第 2 0 条 車道の縦断勾配は、次の表に掲げる道路の区分及び道路の設計速度に応じ、同表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

道路の区分		道路の設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第 3 種	普通道路	6 0	5	8

		5 0	6	9
		4 0	7	1 0
		3 0	8	1 1
		2 0	9	1 2
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	
第 4 種	普通道路	6 0	5	7
		5 0	6	8
		4 0	7	9
		3 0	8	1 0
		2 0	9	1 1
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	

（縦断曲線）

第 2 1 条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表に掲げる道路の設計速度及び縦断曲線の曲線形に応じ、同表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 6 0 キロメートルである第 4 種第 1 級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を 1 , 0 0 0 メートルまで縮小することができる。

道路の設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断曲線の 曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
-------------------------------	--------------	----------------------

6 0	凸形曲線	1 , 4 0 0
	凹形曲線	1 , 0 0 0
5 0	凸形曲線	8 0 0
	凹形曲線	7 0 0
4 0	凸形曲線	4 5 0
	凹形曲線	4 5 0
3 0	凸形曲線	2 5 0
	凹形曲線	2 5 0
2 0	凸形曲線	1 0 0
	凹形曲線	1 0 0

- 3 縦断曲線の長さは、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の縦断曲線の長さの欄に掲げる値以上とするものとする。

道路の設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

(舗装)

- 第 2 2 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 4 9 キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 1 3 年国土交通省令第 1 0 3 号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

- 3 第 4 種の道路の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及

び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第 2 3 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表に掲げる路面の種類に応じ、同表の横断勾配の欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配 (単位 パーセント)
前条第 2 項に規定する基準に適合する舗装道	1 . 5 以上
	2 . 0 以下
その他	3 . 0 以上
	5 . 0 以下

2 歩道又は自転車道等には、2 パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第 3 項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第 2 4 条 合成勾配は、次の表に掲げる道路の設計速度に応じ、同表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 3 0 キロメートル又は 2 0 キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 2 . 5 パーセント以下とすることができる。

道路の設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)
6 0	1 0 . 5
5 0	

	4 0	1 1 . 5
	3 0	
	2 0	

（排水施設）

第 2 5 条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠^{きよ}、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第 2 6 条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で 5 以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島^{ぐう}を設け、又は隅角部^{ぐう}を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該車線を設ける部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第 4 種第 1 級の普通道路にあっては 3 メートルまで、第 4 種第 2 級又は第 3 級の普通道路にあっては 2 . 7 5 メートルまで、第 4 種の小型道路にあっては 2 . 5 メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては 3 メートル、小型道路にあっては 2 . 5 メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第 2 7 条 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。

4 連結路については、第 3 条から第 6 条まで、第 1 3 条、第 1 5 条、

第 1 6 条、第 1 8 条から第 2 1 条まで及び第 2 4 条の規定は、適用しない。

（鉄道との平面交差）

第 2 8 条 道路が鉄道と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次の各号に掲げる構造とするものとする。

- （1）交差角は、4 5 度以上とすること。
- （2）踏切道の両側からそれぞれ 3 0 メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2 . 5 パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- （3）見通し区間の長さは、次の表に掲げる踏切道における鉄道の車両の最高速度に応じ、同表の見通し区間の長さの欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道の車両の最高速度 （単位 1 時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ （単位 メートル）
5 0 未満	1 1 0
5 0 以上 7 0 未満	1 6 0
7 0 以上 8 0 未満	2 0 0
8 0 以上 9 0 未満	2 3 0
9 0 以上 1 0 0 未満	2 6 0
1 0 0 以上 1 1 0 未満	3 0 0
1 1 0 以上	3 5 0

（待避所）

第 2 9 条 第 3 種第 5 級の道路には、次の各号に定めるところにより、

待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭^{さく}窄部等)

第31条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭^{さく}窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所に設ける交通島)

第32条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第33条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第34条 落石、崩壊等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第35条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する

構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

（附帯工事等の特例）

第36条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定（第6条、第13条、第14条、第23条、第25条、第30条及び第34条の規定を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第37条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより区分が変更されることとなるときは、第3条、第4条第2項及び第4項、第6条第2項から第4項まで及び第7項、第7条第1項、第9条第3項、第10条第1項、第2項及び第4項、第12条第1項、第13条第1項、第16条、第17条、第18条第1項、第20条、第21条第2項、第22条第3項、第26条第3項、第29条並びに第31条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第21条まで、第22条第3項並びに第24条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第22条第3項、次条第

1 項及び第 2 項並びに第 40 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第 39 条 自転車専用道路の幅員は 3 メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は 4 メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5 メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員 0.5 メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第 39 条第 4 項に定める建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第 3 条から第 37 条まで及び前条第 1 項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第 11 条の規定を除く。）の規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第 40 条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2 メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第 40 条第 3 項に定める建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第 3 条から第 10 条まで、第 12 条から第 37 条まで及び第 38 条第 1 項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

流山市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準
を定める条例の制定について

流山市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定
める条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構
造に関する基準を定めるためである。

流山市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準
を定める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 歩道等（第 3 条―第 10 条）
- 第 3 章 立体横断施設（第 11 条―第 16 条）
- 第 4 章 乗合自動車停留所（第 17 条・第 18 条）
- 第 5 章 自動車駐車場（第 19 条―第 29 条）
- 第 6 章 移動円滑化のために必要なその他の施設等（第 30 条―第 33 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により、市が管理する特定道路の新設又は改築に係る道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）において使用する用語の例による。

第 2 章 歩道等

（歩道）

第 3 条 特定道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第 4 条 歩道の有効幅員は、流山市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 年流山市条例第 号）に規定する歩道の幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、流山市道の構造の技術的基準を定める条例に規定する自転車歩行者道の幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、

当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 排水溝を設ける場合は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障のない構造とするものとする。

（勾配）

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等

を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 特定道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

（1）籠の内^{のり}法幅は1.5メートル以上とし、内^{のり}法奥行きは1.5メートル以上とすること。

（2）前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内^{のり}法幅は1.4メートル以上とし、内^{のり}法奥行きは

1. 35メートル以上とすること。

- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に、手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとす

ること。

- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
- (11) 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第19条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車場台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第20条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(以下「障害者用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次の各号に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第22条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第23条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項に規定するエレベーターを除く。）について準用する。

4 第12条の規定は、第2項に規定するエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第24条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第25条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第26条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第22条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第27条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限

る。) その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

(1) 第22条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けると。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準

用する。

第 29 条 前条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は、第 27 条第 2 項第 2 号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第 2 号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第 6 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第 30 条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

第 31 条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

（休憩施設）

第 32 条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（照明施設）

第 33 条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面

の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭^{きく}窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車^{きく}の安全な通行を確保するための道路の部分^{きく}を設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条に規定する基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。
- 6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

議案第 33 号

流山市準用河川に設ける河川管理施設等の構造基準に関する条例
の制定について

流山市準用河川に設ける河川管理施設等の構造基準に関する条例を別
紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必
要とされる技術的基準を定めるためである。

流山市準用河川に設ける河川管理施設等の構造基準に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 堤防（第 3 条－第 1 5 条）
- 第 3 章 水門及び樋^ひ門（第 1 6 条－第 2 3 条）
- 第 4 章 橋（第 2 4 条－第 2 8 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 9 条－第 3 1 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、流山市が管理する準用河川の河川管理施設又は河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号。以下「法」という。）第 2 6 条第 1 項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、特に定めのある場合を除き法及び河川管理施設等構造令（昭和 5 1 年政令第 1 9 9 号）で使用する用語の例による。

第 2 章 堤防

（構造の原則）

第 3 条 準用河川に設ける堤防（以下「堤防」という。）は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

（材質及び構造）

第 4 条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

（高さ）

第 5 条 堤防の高さは、計画高水位に 0 . 6 メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高（以下

「堤内地盤高」という。）が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

（天端幅）

第6条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

（盛土による堤防の^{のり}法勾配等）

第7条 盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の^{のり}法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の^{のり}法面は、芝等によって覆うものとする。

（小段）

第8条 盛土による堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

2 堤防の小段の幅は、3メートル以上とするものとする。

（護岸）

第9条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表^{のり}法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

（水制）

第10条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

（管理用通路）

第11条 堤防には、準用河川の管理のための幅が3メートル以上の通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合、堤防の全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものである場合又は堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満の区間である場合においては、この限りでない。

（波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置）

第12条 2以上の準用河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次の各号に掲げる措置

を講ずるものとする。

(1) 表^{のり}法面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

(2) 前面に消波工を設けること。

2 前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 天端、裏^{のり}法面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

(2) 裏^{のり}法尻に沿って排水路を設けること。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第13条 2つの準用河川が合流することにより一方の準用河川（以下「乙河川」という。）に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第5条の規定により定められる当該合流箇所における乙河川以外の準用河川（以下「甲河川」という。）の堤防の高さを下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあっては、この限りでない。

2 前項本文の規定により乙河川の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第6条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあっては、この限りでない。

(天端幅の規定の適用除外等)

第14条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第6条及び前条第2項の規定は適用しない。

2 胸壁を有する堤防に関する第6条及び前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

(連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例)

第 15 条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、第 5 条の規定により決定される堤防の高さ（以下「計画堤防の高さ」という。）と当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（前 2 条を除く。）の規定を準用する。

第 3 章 水門及び樋門 （構造の原則）

第 16 条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（構造）

第 17 条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。
（断面形）

第 18 条 準用河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

2 前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が準用河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

（流下断面との関係）

第 19 条 準用河川を横断して設ける水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。）内に設けてはならない。ただし、河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

（水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長）

第20条 準用河川を横断して設ける水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の径間長（隣り合う門柱の中心線間の距離をいう。）は、15メートル以上（水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分の全長（両端の門柱の中心線間の距離をいう。）が、15メートル未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

（ゲート等の構造）

第21条 水門及び樋門^ひのゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

2 水門及び樋門^ひのゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

3 水門及び樋門^ひのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

（水門のゲートの高さ等）

第22条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

2 準用河川を横断して設ける水門に係るカーテンウォールの下端の高さ及び引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該水門のある地点における河川の兩岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表^の法^り肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

3 背水区間に準用河川を横断して設ける水門に係るカーテンウォール

の下端の高さ及び引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、計画堤防の高さにすることができる。

- 4 地盤沈下のおそれがある地域に準用河川を横断して設ける水門に係るカーテンウォールの下端の高さ及び引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前2項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設等）

第23条 水門及び樋門^ひには、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

- 2 水門は、次の各号に定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（1）管理橋の幅員は、水門に接続する管理用通路の幅員を考慮した適切な値とすること。

（2）管理橋の設計自動車荷重は、20トンとすること。ただし、管理橋の幅員が3メートル未満の場合は、この限りでない。

第4章 橋

（準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則）

第24条 準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 準用河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

（橋面の高さ）

第25条 橋面（路面及び地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分をいう。）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするもの

とする。

（護岸）

第 26 条 橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

（管理用通路の構造の保全）

第 27 条 橋（取付部を含む。）の構造は、管理用通路（管理用通路を設けることが計画されている場合は、当該計画されている管理用通路）の構造を考慮して適切な構造の取付通路その他必要な施設を設けた構造とする。ただし、管理用通路に代わるべき適当な通路がある場合は、この限りでない。

（適用除外）

第 28 条 第 25 条の規定は、遊水地その他これに類するものの区域（橋の設置地点を含む一連区間における計画高水位の勾配、川幅その他河川の状況等により治水上の支障があると認められる区域を除く。）内に設ける橋及び次の各号に掲げる橋については、適用しない。

（1）高水敷に設ける橋で小規模なもの

（2）低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

2 この章（第 25 条及び前条を除く。）の規定は、水門と効用を兼ねる橋及び樋門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

第 5 章 雑則

（適用除外）

第 29 条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設等については、適用しない。

（1）治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の準用河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

（2）臨時に設けられる河川管理施設等

（3）工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

（4）特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第 2 章から前章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

（計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例）

第 30 条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第 26 条第 1 項の許可。以下この条において同じ。）があ

った後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

（計画高水流量の規模による特例）

第 3 1 条 計画高水流量が 1 秒間につき 1 0 0 立方メートル未満の準用河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

（1）堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が 0 . 6 メートル未満である区間においては、ア及びイに掲げる計画高水流量に応じ、当該ア及びイに定める値以上とすること。

ア 計画高水流量が 1 秒間につき 5 0 立方メートル未満 2 メートル

イ 計画高水流量が 1 秒間につき 5 0 立方メートル以上 1 0 0 立方メートル未満 2 . 5 メートル

（2）堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が 0 . 6 メートル未満である区間においては、計画高水流量が 1 秒間につき 5 0 立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が 2 . 5 メートル以上である場合は、計画高水位に 0 . 3 メートルを加えた値以上とすること。

（3）堤防に設ける管理用通路は、川幅が 1 0 メートル未満である区間においては、幅員は、2 . 5 メートル以上とすること。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

流山市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
流山市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月21日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公共下水道の構造並びに都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準を定めるためである。

流山市下水道条例の一部を改正する条例

流山市下水道条例（昭和60年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第5章 雑則（第16条―第23条）
第6章 罰則（第24条―第26条）」 を

「第5章 公共下水道の構造の基準（第16条―第18条）

第6章 都市下水路の構造及び維持管理の基準（第19条・第20条）

第7章 雑則（第21条―第33条）

第8章 罰則（第34条―第36条）」

に改める。

第1条中「管理」を「構造の基準、管理」に改める。

第26条を第36条とし、第25条を第35条とする。

第24条の前の見出しを削り、同条第8号中「第20条第2項」を「第29条第2項」に、「第20条の2第2項」を「第30条第2項」に、「第21条」を「第31条」に改め、同条第9号中「第17条第1項」を「第22条第1項」に、「第21条」を「第31条」に改め、同条を第34条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付す。

第6章を第8章とする。

第5章中第23条を第33条とし、第22条を第32条とする。

第21条前段中「第17条」を「第22条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第22条、第23条及び第24条第1項中「法第24条第1項」とあるのは「法第29条第1項」と、第23条、第24条第1項、同条第2項第1号、第25条第1項、第27条第1号及び第5号、第29条第1項並びに前条第1項中「公共下水道」とあるのは「都市下水路」と読み替えるものとする。

第21条を第31条とする。

第20条の2第1項中「第19条の5」を「第28条」に改め、同条を第30条とする。

第20条の前の見出しを削り、同条中「第19条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条を第29条とし、同条の前に見出しとして「（原状回復）」を付す。

第19条の5を第28条とする。

第 19 条の 4 第 3 号中「第 20 条の 2」を「第 30 条」に改め、同条を第 27 条とする。

第 19 条の 3 を第 26 条とし、第 19 条の 2 を第 25 条とし、第 19 条を第 24 条とし、第 18 条を第 23 条とし、第 17 条を第 22 条とし、第 16 条を第 21 条とする。

第 5 章を第 7 章とする。

第 4 章の次に次の 2 章を加える。

第 5 章 公共下水道の構造の基準

(公共下水道の構造の基準)

第 16 条 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条及び第 18 条に定めるところによる。

(排水施設の構造の基準)

第 17 条 排水施設の構造の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして別表第 3 に定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の別表第 4 に定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管内径及び排水渠の断面積は、次に定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。こと。
 - ア 排水管内径の数値 100 ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30 ミリメートル）

イ 排水渠の断面積の数値 5,000 平方ミリメートル

- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にある場合は、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にある場合は、マンホールを設けること。
- (10) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにある場合は、密閉することができる蓋）を設けること。

(適用除外)

第18条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第6章 都市下水路の構造及び維持管理の基準

(都市下水路の構造の基準)

第19条 前2条の規定は、法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第20条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- (2) 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、1月に1回以上行うこと。

附則第2項中「第19条第1項」を「第24条第1項」に、「第21条」を「第31条」に改める。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3 (第17条関係)

生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの2 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 政令第6条に規定する基準(2) 大腸菌が検出されないこと。(3) 濁度が2度以下であること。3 前2項に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの |
|--|

別表第4（第17条関係）

排水施設の耐震性能を確保するために講ずべき措置

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次項及び第4項において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置2 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置3 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓^{とう}継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置4 前3項に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、排水施設の耐震性能を確保するために必要と認められる措置 |
|--|

備考

- 1 この表における排水施設の耐震性能は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 重要な排水施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

ア レベル 1 地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。

イ レベル 2 地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

（２）その他の排水施設の耐震性能は、前号アに定めるとおりとする。

２ 前項において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設をいう。

ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

イ 破壊した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

（２）その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 2 月 21 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市道の側溝の管理瑕疵による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 市道の側溝の上を相手方の自動車が行った際、
側溝の蓋が跳ね上がったことにより生じた当該
自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成24年11月4日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市平和台1丁目3番10地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇
使用者 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成24年12月25日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額26,000円のうち、市が
7,800円を負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 7,800円 |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 2 月 21 日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 24 年 12 月 26 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 生涯学習部図書・博物館職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が、ブロック塀に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 24 年 9 月 19 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市加一丁目 1225 番 6 地先
流山市立博物館公用車駐車場 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 大阪府大阪市中心区農人橋二丁目 1 番 36 号
大和リース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 24 年 12 月 26 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 298,742 円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 298,742 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 1 月 11 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 健康福祉部介護支援課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が電柱に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 24 年 8 月 29 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市平和台 2 丁目 1 番地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 1 月 11 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 47,555 円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 47,555 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 1 月 11 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 健康福祉部介護支援課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が道路の柵に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 24 年 10 月 31 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市流山 2 丁目 317 番地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 1 月 11 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 15,708 円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 15,708 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 1 月 11 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 健康福祉部介護支援課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が車庫のブロック塀に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 24 年 11 月 13 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市大字西平井 476 番 5 地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 所有者 東京都港区芝浦一丁目 2 番 1 号
日本カーソリューションズ株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 1 月 11 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 82,908 円、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 82,908 円 |

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月21日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市道の側溝の管理瑕疵による人身事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 25 年 1 月 18 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 市道の側溝の蓋がずれて生じた隙間に相手方自転車
の前輪が挟まり、転倒したことによる人身
事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 24 年 12 月 13 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市大字鰯ヶ崎 1732 番 22 地先
(市道 81051 号線) |
| 4 | 事故の相手方 | 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 25 年 1 月 18 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 22,850 円、全額を市が負
担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 22,850 円 |